

令和5年度

農地等の利用の最適化に関する施策についての

# 意見書



宮津市農業委員会

平素から農業委員会活動につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の農業者を取り巻く情勢は、少子高齢化の急速な進展や雇用情勢の変化、農業機械・資材、肥料、原油価格の高騰に加え、コロナ禍前から続く米や野菜の価格の低迷と依然として収束をみない鳥獣被害などが起因し、離農される方は後を絶たず、担い手は大幅に不足し、集落の存続すら危ぶまれるところも出るなど、先を見通すことが困難で、持続可能な農業を展開するには大変厳しい状況下にあります。

また、近年は地球温暖化に伴う気象災害の多発や人口減少による市場の縮小化、さらには世界的規模での人口増加による食料安全保障の問題が注視されています。

当委員会としましては、農地利用最適化推進活動を最優先の課題と位置付け、京力農場プランの実質化や農地中間管理事業を介した農地の集積・集約化など明日の農業に関する話し合い活動を継続し、本市にあった持続可能な農業・農村の実現に向けて鋭意、取り組んでいるところですが、一方で本年4月に改正施行された農業経営基盤強化促進法は、人・農地施策を大きく見直すものとなっており、本年度から当委員会にも地域計画を前提とした目標地図の作成が求められ、その負担は大きく、とりわけ担い手が圧倒的にいない現状の中で将来の構想を創っていくためには、これまでの前例に捉われない従来のやり方を大きく変えていく必要性を強く感じ、市と連携した施策の立案が一層重要であると認識しています。

本市の農業は、市民生活の食の源である水稻を中心とした食糧基盤を担う一方で、観光入込客の増加や京都産というブランド力を活かせば、今後の地域経済の活性化に大きな可能性を秘めていると思われれます。また、市域の面積の約8割が森林で住環境と農地が非常に近い距離にあり、農地を維持することが気象災害の緩衝、農村景観の維持など安全・安心・癒し・楽しみといった複次的な効果をもたらすことから、守るべき農地を明確化し、集約・集積化を図りながら農地の流動化を促進し、農業がビジネスとして営み続けられていくことが今後の市政の更なる発展に大きく寄与するものと考えております。

この意見書では、本市の農政において当委員会が日頃、課題認識している内容を中心に取りまとめています。つきましては、農地等利用最適化推進施策についての意見として、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により提出しますので、令和6年度の各種施策に反映をいただき本市の農業・農村の維持発展につながるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

令和5年11月17日

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市農業委員会会長 関 野 掲 司

## ◎重点項目

- 地域計画など農業振興の礎となる「農業が魅力あるビジネスとして営み続けられるための戦略プラン」の策定
- 有害鳥獣被害をなくすため、鳥獣害に強い集落づくりを推進し、早期に被害の撲滅を図る。

### 1 有害鳥獣対策の強化について

- (1) 有害鳥獣による農作物への被害対策の強化(専門家による防護柵の設置設計等の支援及び研修会の開催、スマートフォン活用による被害状況の情報共有等)
- (2) 被害撲滅に向け集落単位で農家、地元住民、猟友会、専門家、関係機関で構成する対策組織を創設し、対策強化に向けた取組を支援
- (3) 防護柵の新設や修繕に係る支援を効率化かつ柔軟に対応、市独自の支援制度の創設
- (4) 個体数の削減等の抜本的対策(大型囲いわな、ドローン駆除等)の実施
- (5) 被害防御が困難な猿と危険度の高い熊の対策強化(モンキーグッズの導入)
- (6) 猟友会の高齢化への対処法として、会員の維持に係る統一的な支援
- (7) 有害鳥獣処理施設の安定した処理とジビエ利用の拡大支援

### 2 産地づくり対策や農産物の消費拡大について

- (1) 特産品をブランド化するため加工事業者の誘致や観光分野での消費拡大のための段階に応じた継続的な取組支援
- (2) 6次産業化や宮津産の農産物の販路拡大に向けた商品開発・PR強化及び流通体制の確立(移動集荷体制、公共交通機関による貨客混載事業を含む)までの一貫支援
- (3) 生産者と需要家をつなぐ地域商社の確保・設立支援

- (4) 地産地消・地産都消の推進
- (5) 有機農業を面的に営まれる地域への支援制度の構築
- (6) 化学肥料の施肥基準や農薬の使用基準を明確にし、環境に負荷をかけない生産活動による農産物の価値を高める取組の実施

### 3 営農継続に向けた担い手対策について

- (1) 米価下落への対応、原油価格や資材高騰に対する迅速な支援。  
併せて補助手続の明確化・簡素化
- (2) 多様な担い手が1年でも長く営農が継続できるよう指導・支援の充実(専業農家、兼業農家別)
- (3) 集落営農など営農組織の強化や新たに組織化される団体に対する指導及び柔軟な支援
- (4) 経営診断や経営相談の実施による農業経営の効率化・高収益化
- (5) 若者ファーストで若者が営農しやすいような環境整備
- (6) 新たに農業をはじめたい人材が円滑に農業をはじめられる体制の構築支援(農業を学べる機会の創出、就農者の受入地域の体制整備・情報発信)
- (7) 農福連携や農業分野への副業人材の導入推進
- (8) 集落営農イノベーション事業(農業法人の誘致)の継続実施
- (9) 農業関係人口の増加につなげる移住定住施策や学校教育と連携した農地の利用促進(週末農家、市民農園、農業体験など)
- (10) 後継者へのバトンタッチによる事業承継支援
- (11) 農村集落や市内農業法人への地域おこし協力隊の派遣
- (12) 高齢農家等から意欲のある農業希望者へ、農地と機械を引継ぐ仕組みづくり
- (13) ロボット技術や情報通信機器(ICT)活用したスマート農業の具現化に係る機械購入、貸与制度の創設などの積極的な導入支援
- (14) 生産・流通を中心としたJA京都との連携を強化するほか、宮津支店生産課機能の再構築要望

## 4 遊休農地の発生防止・解消に向けた対策について

- (1) 中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業の継続実施に係る支援
- (2) 農地の集積・集約化を加速するため、京力農場プラン策定地域への農業振興支援施策の集中した投下
- (3) 災害復旧等関連事業での農業基盤の整備は、改修・改良を基本とし、受益者負担を軽減
- (4) 小規模農地を維持してくための環境整備等に対する支援
- (5) 遊休農地解消作物としてオリーブのほかに、山間地や積雪地に適した作物の選定(栗、柚子、檸檬、山椒、榊、榊など)とその支援
- (6) 営農型太陽光発電施設の普及・促進

## 5 組織体制の強化について

- (1) 農業委員会委員の報酬の増額、役員手当の創設
- (2) 農地対策・農業振興・鳥獣害対策に係る市職員の体制強化(専門職員の配置を含む)と人財育成
- (3) 農村集落を維持するため、集落の暮らしに関わる市の関係部署が横断的に連携し、地元がやりたい施策を共に検討・推進できる体制の整備
- (4) タブレットなど情報通信機器を活用した作業の省力化や情報共有の円滑化

※表紙写真▼左上:R5.3.20 若手農業者の集い 2023 春(前尾記念クロスワークセンター MIYAZU)▼右上:R4.11.29 先進地視察研修 丹波市 マイファーム(株)丹波市立農の学校▼右下:R5.7.25 吉津地区農地利用状況調査説明会・拡大地区連絡会議(吉津地区公民館)▼左下:R5.10.19 農地パトロール(山中地区)